

公 告

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 入札に付する事項

| 品名(件名) | 規格 | 単位 | 予定数量 | 履行場所 | 履行期間 |
|-----------------------|----------------------|----|------|---------------|------------------------|
| 市販型車両 外注整備 (大型) | 仕様書のとおり (三菱ふそう) | 点 | 54.7 | 契約相手方 指定場所 | 令和6年5月9日～ 令和7年3月31日 |
| | 仕様書のとおり (トヨタ) | 点 | 21.1 | | |
| | 仕様書のとおり (いすゞ) | 点 | 58.0 | | |
| | 仕様書のとおり (日産ディーゼル) | 点 | 33.8 | | |

2 入札方式 一般競争入札

3 入札日時場所 令和6年5月9日(木) 14:00～ 航空自衛隊奈良基地会計課入札室

4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)で「役務の提供等」のA、B、C又はD等級を有する者で近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 幹部候補生学校契約担当官から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から、装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

5 落札決定方法 総額決定

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税事業者又は免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金：予算決算及び会計令第77条第1項第2号により免除
契約保証金：予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除

7 入札の無効 (1) 4の競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) その他入札に関する条件に違反した入札

8 契約書作成の有無 (有) 無

9 適用する契約条項 (1) 航空自衛隊標準契約条項 物品売買契約条項及び役務供給契約条項並びに適用契約条項の関係条項
(2) 特約条項 暴力団排除に関する特約条項(工事以外)及び市販型車両外注整備(大型)に関する特約条項

10 入札説明会の有無 有 (無)

11 その他 (1) 入札参加希望者は、入札開始前までに下記問い合わせ先に連絡すること。
(2) 郵便入札とする。
(3) 入札書は令和6年5月9日(木) 14:00までに契約担当官に必着とする。
(4) 入札開始までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(5) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額を徴収する。
(6) 市販型車両外注整備(大型)に使用する部品の割引率については部品割引率表のとおりとする。
(7) 詳細は、「市販型車両外注整備共通仕様書」により示す。

12 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 航空自衛隊 奈良基地(航空自衛隊 幹部候補生学校 会計課 契約班)
〒630-8522 奈良県奈良市法華寺町1578番地
電話 0742(33)3951 内線 229
FAX 0742(33)5477(直通) 担当 山本
奈良基地HP <https://www.mod.go.jp/asdf/nara/>

部品割引率表

| No. | 品名 (件名) | 規格 | 割引率 | 備考 |
|-----|---------------|---------|-------|---|
| 1 | 車両補用部品 (純正部品) | 三菱ふそう部品 | 15.0% | T/M、エンジンASSY・キャブ、荷台 (ボディ) ASSY・エアコン部品等電装メーカー扱いの部品を除く。 |
| 2 | 車両補用部品 (純正部品) | トヨタ部品 | 5.0% | |
| 3 | 車両補用部品 (純正部品) | いすゞ部品 | 17.5% | ノズル(品番9-15311001-0)、トランスミッションASSY、トランスファASSY、アクスルASSY及び適用除外品(エンジン、フレーム、キャブ、カタログ類)を除く。 |
| 4 | 車両補用部品 (純正部品) | 日産UD部品 | 10.0% | |

市価調査票

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島 弘行 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

| 納期(履行期間) | | 令和6年5月9日 ～令和7年3月31日 | 履行場所 | | | 契約相手方指定場所 | | |
|----------|---------------|------------------------|------|-----|-------|-----------|-----|-----|
| No. | 品 名 (件名) | 規 格 | 同等品 | 単 位 | 予 定 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
| 1 | 市販型車両外注整備(大型) | 仕様書のとおり (三菱ふそう) | / | 点 | 54.7 | | | |
| 2 | 市販型車両外注整備(大型) | 仕様書のとおり (トヨタ) | / | 点 | 21.1 | | | |
| 3 | 市販型車両外注整備(大型) | 仕様書のとおり (いすゞ) | / | 点 | 58.0 | | | |
| 4 | 市販型車両外注整備(大型) | 仕様書のとおり (日産ディーゼル) | / | 点 | 33.8 | | | |
| | | 以 下 余 白 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 市 価 金 額 | | ¥ | | | | | | |

※市価単価は消費税及び地方消費税抜きの金額です。

令和6年5月9日

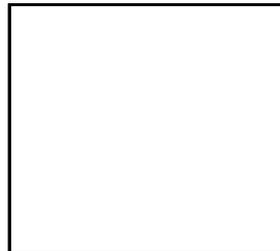
委任状

契約担当官
航空自衛隊幹部候補生学校
会計課長 小島弘行 殿

私は _____ を代理人と定め、次の行為を
行う権限を委任します。

当社との関係 : _____

使用印鑑



委任事項 下記事項に対する、入札又は見積、契約、請求に関する一切の権限

- 品名(件名) : 市販型車両外注整備(大型) 以下4品目
- 履行場所 : 契約相手方指定場所
- 履行期間 : 令和6年5月9日 ~ 令和7年3月31日

委任者住所

法人名

代表者

| 航空自衛隊仕様書 | | | | |
|--|-----------|-------|------------------|-------------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 役務仕様書 | | |
| | 性質による分類 | 共通仕様書 | | |
| 物品番号 | | | 仕様書番号 | |
| 品名 又は 件名 | 市販型車両外注整備 | | 35警隊LPS-V00004-8 | |
| | | | 承認 | 平成23年 4月21日 |
| | | | 作成 | 平成23年 3月29日 |
| | | | 改正 | 令和 5年 4月19日 |
| | | | | 令和 6年 4月10日 |
| 作成部隊等名 | 第35警戒隊 | | | |
| <p>1. 総則</p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊第35警戒隊が行う市販型車両外注整備に関する共通事項について規定する。</p> <p>1.2 定義 この仕様書で用いる用語の意義は、各号において定めるほか、次による。</p> <p>a) 車両等 車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。</p> <p>b) 引用文書等 法令、規則類及び製造会社技術資料等で、この仕様書に直接引用する文書をいう。この仕様書と引用文書等の内容が相違する場合は、仕様書の内容を優先する。</p> <p>c) 取扱説明書等 製造会社または、契約相手方が車両等の整備を目的として作成したもので、製造会社技術資料等（取扱説明書、修理書、整備解説書、整備基準、部品目録及び図面）を含め、整備作業の基準となるものをいう。</p> <p>d) 個別仕様書 車両等の外注整備に関する役務の個々について作成し、当該車両等の機能特性を決めるための要求事項を規定するものをいう。</p> <p>e) 修理不能 次に示す場合をいう。</p> <p>1) 技術的に修理できない場合。</p> <p>2) 修復の総費用（官給品の価格を含む。）が、新品取得価格の65%以上と見積る場合。</p> <p>f) 監督 監督官が契約の履行途中において、構成品・部品・材料（以下、部品等という。）の品質を確保すること及び、整備工程の管理並びにその他必要な事項について契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。</p> <p>g) 検査 契約に基づき整備された車両等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。</p> <p>1.3 引用文書等 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。</p> <p>a) 法令等</p> <p>1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</p> <p>2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</p> <p>3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</p> <p>4) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）</p> <p>5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）</p> <p>6) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）</p> | | | | |

| 品名 | 市販型車両外注整備 |
|---|-----------|
| <p>7) 自動車の点検及び整備に関する手引き（平成12年運輸省告示第162号）</p> <p>b) その他</p> <p>1) 取扱説明書等</p> <p>2) 自動車整備標準作業点数表（日本自動車整備振興会連合会）（以下、点数表という。）</p> <p>1.4 仕様書の制限 この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書を優先する。</p> <p>2. 役務に関する要求事項</p> <p>2.1 一般事項 引用文書等に基づき、車両等の特性及び状態を考慮し、整備資源及び整備工数を経済的かつ効率的に使用して整備作業を行わなければならない。</p> <p>2.2 整備作業の種類 車両等に対する整備作業の種類は、次による。</p> <p>a) 定期点検（道路運送車両法適用車両） 定期点検は、道路運送車両法に基づき行うものとし、日本自動車整備振興会連合会発行の点数表に記載されている「自家用」を基本とする。</p> <p>b) 定期検査（道路車両法適用除外車両） 定期検査は、I検査（6ヶ月）及びM検査（12ヶ月）を行うものとし、日本自動車整備振興会連合会発行の点数表に記載されているうちの、I検査は「事業用3か月点検」、M検査は「事業用12か月点検」を基本とする。</p> <p>2.3 整備作業の工程 車両等に対する整備作業の工程は、次による。</p> <p>a) 定期点検（道路車両法適用車両） 定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、目視点検、機能点検及び計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する。</p> <p>b) 定期検査（道路車両法適用除外車両） 定期検査は、一般車両検査手順（別紙第1）並びに、施設、荷役その他の車両検査手順（別紙第2）に基づき目視点検、機能点検及び計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮できているかの確認を行う。</p> <p>c) 分解検査 分解検査は、定期点検又は定期検査を行うため、または要整備箇所の整備を行うために必要な単位に分解する。分解した部品は取扱説明書等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な整備方法及び交換を要する部品等を判定する。</p> <p>d) 整備等 分解検査の判定に基づき、次の作業を行う。</p> <p>1) 交換 交換は、2.3項c)で交換を要すると判定された部品等を交換する。</p> <p>2) 分解組立 2.3項c)で使用可能品と判定された部品等及び交換した部品等の分解組立を行う。</p> <p>3) 調整・補正 高い精度が確認されている計測器等を基準として比較することにより相違を見出し、調整及び補正を行う。</p> <p>4) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位または部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定のうえ適正量を給油する。</p> <p>2.4 作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に報告する。</p> <p>a) 修理不能と判断した場合。</p> <p>b) この仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。</p> | |

| 品名 | 市販型車両外注整備 |
|---|-----------|
| <p>2.5 部品・材料</p> <p>a) 官給品の品目については、個別仕様書で規定する。</p> <p>b) 整備作業に必要な部品等は、官給品を除き契約相手方で準備するものとする。</p> <p>c) 部品等は、製造会社の純正部品、自動車リユース部品（使用済み自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）または自動車リビルド部品（使用済自動車から取り外され、摩耗または劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）とする。</p> <p>2.6 記録 契約相手方は、次の記録を作成する。</p> <p>a) 自動車点検基準に定められた点検整備記録簿 定期点検及び定期検査の結果を記入する。</p> <p>b) 車両等作業用紙（別紙様式第1） 定期検査の結果を記入する。</p> <p>c) 契約履行状況（別紙様式第2） 契約の要求事項について確認し、結果を記入する。</p> <p>d) 役務明細書（別紙様式第3） 実施した整備作業を記入する。</p> <p>e) 材料使用明細書（別紙様式第3） 契約相手方で準備した部品等を記入する。</p> <p>f) 官給品使用明細書（別紙様式第3） 官給された部品等を記入する。</p> <p>3. 品質保証</p> <p>3.1 保証 契約相手方は、次に示す保証を行わなければならない。</p> <p>a) 車両等の引渡しから引取りの間の一切の保管責任。</p> <p>b) 車両等の整備作業中における過失による損害。</p> <p>3.2 かし担保期限 整備作業が完了した車両等の納入後6か月以内において、機能不良、損傷等が発生し、その原因が契約相手方の過失であると判定された場合は、契約相手方は無償で再整備作業の責任を負わなければならない。なお、この判定は両者協議のうえ決定する。</p> <p>3.3 記録の保管 契約相手方は2.6項a)により作成した記録は、契約が完了した会計年度の翌年度4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしていなければならない。</p> <p>4. 監督検査</p> <p>4.1 監督 本仕様書に基づき、契約相手方は、監督官の指示、立会いのもと本役務を実施するものとする。</p> <p>4.2 完成検査 契約相手方は、当該役務終了後、検査官立会いのもと検査を受けるものとし、検査合格をもって役務完了とする。</p> <p>5. その他の指示</p> <p>5.1 提出書類 契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>a) 自動車点検基準に定められた点検整備記録簿</p> <p>b) 車両作業用紙（別紙様式第1）</p> <p>c) 契約履行状況（別紙様式第2）</p> <p>d) 役務明細書（別紙様式第3）</p> <p>e) 材料使用明細書（別紙様式第3）</p> <p>f) 官給品使用明細書（別紙様式第3）</p> | |

| 品名 | 市販型車両外注整備 |
|-----|--|
| 5.2 | 車両等の搬入搬出 履行場所への車両等の搬入及び搬出については、官側が行うものとする。 |
| 5.3 | 交換部品等の返納 契約相手方は、整備作業で交換した部品等を官側に返納しなければならない。 |
| 5.4 | 契約相手方の技術協力 契約相手方は、監督官から次の事項について依頼された場合は、技術協力を行うものとする。 |
| a) | 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討 |
| b) | 技術的事項に関する資料等の提出又は提示 |
| 5.5 | 仕様書の疑義 この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官と協議するものとする。 |

一般車両検査手順

一般車両並びに施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

| 点検箇所 | 点検項目 | 検査時期 | | 点検の実施方法 |
|----------------------------|------------------------------|------|-----|--|
| | | I検査 | M検査 | |
| か じ 取 り 装 置 | 1. ハンドルの操作具合 | | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。 |
| | 2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 |
| | 3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| | 4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた及び損傷 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割りピンが欠損していないか。 |
| | 5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂及び損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | 6. ステアリング・ナックルの連結部のがた | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。 |
| | 7. ホイール・アライメント | | ○ | ホイール・アライメント・テスト（又は、キャンバ・キャスト・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キャスト、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検する。（タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。） |
| | 8. パワー・ステアリングのベルトの緩み及び損傷 | ○ | ○ | (1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。 |
| | 9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ及びオイル量 | ○ | ○ | (1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意） |
| | 10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み | | ○ | リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。 |

(2 / 12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|------------------------|------------------------------|------|-----|--|
| | | I検査 | M検査 | |
| II 制 動 装 置 | 1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間 | ○ | ○ | エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。 |
| | 2. ブレーキのきき具合 | ○ | ○ | (1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。 |
| | 3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ | ○ | ○ | (1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異常がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかどうかを点検する。 |
| | 4. パーキング・ブレーキのきき具合 | ○ | ○ | (1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。 |
| | 5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態 | ○ | ○ | (1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定圧に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 |
| | 6. リザーバ・タンクの液量 | ○ | ○ | (1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。 |
| | 7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗及び損傷 | | ○ | マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。 |
| | 8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗及び損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。 |
| | 9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。 |
| | 10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク | ○ | ○ | 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 |

(3 / 1 2)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|------|--|------|-----|---|
| | | I検査 | M検査 | |
| | 1 1. ブレーキ・チャンバの機能 | | ○ | (1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。 |
| | 1 2. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能 | | ○ | (1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異常がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 |
| | 1 3. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり | | ○ | 分離型真空倍力式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | 1 4. ブレーキ倍力装置の機能 | | ○ | (1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。 |
| | 1 5. ブレーキ・カムの摩耗 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | 1 6. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 | ○ | ○ | (1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異常がなければ、この点検を省略することができる。) |

(4/12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|-------------|----------------------------------|------|-----|---|
| | | I検査 | M検査 | |
| | 17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。 |
| | 18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異常な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異常がなければ、この点検を省略することができる。) |
| | 19. バック・プレートの状態 | | ○ | (1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| | 20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異常な引きずりがないかを点検する。 |
| | 21. ブレーキ・パッドの摩耗 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。 |
| | 22. ブレーキ・ディスクの摩耗及び損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異常な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | 23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| | 24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。 |
| | 25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異常がなければ、この点検を省略することができる。) |
| | 26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異常な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異常がなければ、この点検を省略することができる。) |
| | 27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能 | | ○ | フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。 |
| III 走行装置 | 1. タイヤの状態 | ○ | ○ | リフト・アップの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。 |

(5 / 12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|------|--|------|-----|---|
| | | I検査 | M検査 | |
| | 2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み | ○ | ○ | <p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあつては次の点検を実施する。 ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。 イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p> |
| | 3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷（車両総重量8t以上の大型車において行う点検） | | ○ | <p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。 ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。 また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。 イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩擦や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。 ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。 イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。） ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。 エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> |

(6 / 12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|------------------------|----------------------------------|------|-----|---|
| | | I検査 | M検査 | |
| | | | | (4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締める。 |
| | 4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷 | | ○ | リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。 |
| | 5. フロント・ホイール・ベアリングのがた | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。 |
| | 6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた | | ○ | リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。） (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、リア・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。 |
| IV 緩 衝 装 置 | 1. リーフ・スプリングの損傷 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。 |
| | 2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺らすなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあつては、トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。 |
| | 3. コイル・スプリングの損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。 |
| | 4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺らすなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | 5. エア・サスペンションのエア漏れ | ○ | ○ | (1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 |

(7/12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|---------------------------------|-----------------------------------|------|-----|--|
| | | I検査 | M検査 | |
| | | | | (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。 |
| | 6. エア・サスペンションのベローズの損傷 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | 7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | 8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能 | | ○ | 車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。) |
| | 9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。 |
| V 動 力 伝 達 装 置 | 1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板とのすき間 | ○ | ○ | (1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダー・プッシュロッドねじ部の調整残り代の測定(調整不可能なものは除く) |
| | 2. クラッチの作用 | ○ | ○ | (1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。 |
| | 3. クラッチ液の量 | ○ | ○ | リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。 |
| | 4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ | ○ | ○ | (1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。 |
| | 5. トランスミッション、トランスファのオイル量 | ○ | ○ | (1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) |

(8 / 12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|------------------|--|------|-----|--|
| | | I検査 | M検査 | |
| | | | | (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドル状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ（車両等によっては、Nレンジ）に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。 |
| | 6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み | ○ | ○ | (1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| | 7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。 |
| | 8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた | | ○ | リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 |
| | 9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた | | ○ | リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。 |
| | 10. デファレンシャルのオイル漏れ及びオイル量 | ○ | ○ | (1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) |
| 電 気 装 置 | 1. スパーク・プラグの状態 | ○ | ○ | スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。 |
| | 2. 点火時期 | ○ | ○ | エンジン暖機後、規定のアイドル回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であることをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。 |
| | 3. ディストリビュータのキャップの状態 | | ○ | ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。 |
| | 4. バッテリーのターミナル部の緩み及び腐食 | ○ | ○ | ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。 |

(9 / 12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|--------------------|---------------------------|------|-----|---|
| | | I検査 | M検査 | |
| | 5. 電気配線の接続部の緩み及び損傷 | ○ | ○ | (1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。 |
| VII 原 動 機 | 1. 低速と加速の状態 | ○ | ○ | (1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。 |
| | 2. 排気の状態 | ○ | ○ | (1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。 |
| | 3. エア・クリーナ・エレメントの状態 | ○ | ○ | エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがいないかを目視などにより点検する。 |
| | 4. エア・クリーナの油の汚れと量 | ○ | ○ | エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。 |
| | 5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態 | | ○ | シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要) |
| | 6. エンジン・オイルの漏れ | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどから、オイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。 |
| | 7. 燃料漏れ | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異状がないか。 |
| | 8. ファン・ベルトの緩み及び損傷 | ○ | ○ | (1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩擦や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。 |

(10/12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|--------------------------------|------------------------------|------|-----|--|
| | | I検査 | M検査 | |
| | 9. 冷却水漏れ | | ○ | (1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| Ⅶ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 | 1. メターリング・バルブの状態 | | ○ | エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。 |
| | 2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 | | ○ | 目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異常がないか。 |
| | 3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷 | | ○ | ホース、パイプなどに損傷などが目視などにより点検する。 |
| | 4. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 | | ○ | (1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | 5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷 | | ○ | チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。 |
| | 6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 | | ○ | リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する(遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。 |
| | 7. 二次空気供給装置の機能 | | ○ | 二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。) |
| | 8. 排気ガス再循環装置の機能 | | ○ | エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。) |
| | 9. 減速時排気ガス減少装置の機能 | | ○ | ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。) |
| | 10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態 | | ○ | ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。 |

(11/12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|-------------------|---------------------------------------|------|-----|---|
| | | I検査 | M検査 | |
| IX 付 属 品 | 1. 警音器（ホーン）の作用 | | ○ | ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。 |
| | 2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウインド・ウォッシャー）の作用 | | ○ | 次の点検を実施する。 (1) ウインド・ウォッシャー液の量が適切か。 (2) ウインド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適切か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良ではないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。 |
| | 3. デフロスタの作用 | | ○ | デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイド含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異常がないかを手を当てて点検する。 |
| | 4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用 | | ○ | エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。 |
| | 5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷 | ○ | ○ | リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。 |
| | 6. マフラの機能 | | ○ | エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異常がないかを聴くことなどにより点検する。 |
| | 7. 火花防止装置の状態 | ○ | ○ | 火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき。 (2) アクセルを軽く踏み込む。 |
| | 8. エア・タンクの凝水 | ○ | ○ | エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。 |
| | 9. エア・コンプレッサの機能 | | ○ | エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることで点検する。 |
| | 10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能 | | ○ | エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。 |
| | 11. 非常口の扉の機能 | ○ | ○ | 非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。 |
| | 12. 車枠（フレーム）、車体（ボディ）の緩み及び損傷 | ○ | ○ | (1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック |

(12/12)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|------|-----------------------------|------|-----|---|
| | | I検査 | M検査 | |
| | | | | <p>装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。</p> <p>ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。</p> <p>エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。</p> |
| | 1 3. 連結装置のカプラの機能及び損傷 | | ○ | <p>(1) 平坦な場所で、トレーラなどの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。</p> <p>(2) カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(3) カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(4) カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> |
| | 1 4. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂及び損傷 | | ○ | <p>ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> |
| | 1 5. 座席ベルト(シート・ベルト)の状態 | | ○ | <p>シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。</p> |
| | 1 6. 開扉発車防止装置の機能 | | ○ | <p>乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。</p> |
| | 1 7. シヤシ各部の給油脂状態 | ○ | ○ | <p>(1) シヤシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。</p> <p>(3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。</p> |

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

| 点検箇所 | 点検項目 | 検査時期 | | 点検の実施方法 |
|------|-----------------|------|-----|--|
| | | I検査 | M検査 | |
| | 1. キャリッジ | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。 |
| | 2. 操作レバー | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、プッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。 |
| | 3. チェーン | ○ | ○ | チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。 |
| | 4. ケーブル | ○ | ○ | ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。 |
| | 5. シリンダ | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。） |
| | 6. 油圧ポンプ | ○ | ○ | 往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。 |
| | 7. 一般漏えい | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確認する。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。 |
| | 8. 旋回機構 | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確認する。 (2) 給油の適性を点検する。 |
| | 9. マスト本体、ブーム | ○ | ○ | 全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。プッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれ、こぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。 |
| | 10. 安全クラッチ、減速機構 | ○ | ○ | 機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。 |

(2/3)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|------|---------------------------------|------|-----|--|
| | | I検査 | M検査 | |
| | 1 1. ドラム | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。 |
| | 1 2. 昇降機構 | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。 |
| | 1 3. コンミュテータ及びブラシ | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検し汚れがあれば清掃する。 |
| | 1 4. コントローラ | ○ | ○ | スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。 |
| | 1 5. パワー・テイク・オフ | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー |
| | 1 6. 索導器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用) | ○ | ○ | ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。 |
| | 1 7. クレーン・アタッチメント | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。 |
| | 1 8. キャタピラ | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損が有れば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。 |
| | 1 9. 排土板及びスクレーパ | ○ | ○ | 排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホルの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。 |

(3 / 3)

| 点検箇所 | 点検項目 | 点検時期 | | 点検の実施方法 |
|------|---------------|------|-----|---|
| | | I検査 | M検査 | |
| | 20. フィフス・ホイール | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する |
| | 21. 補助脚 | ○ | ○ | 次の点検を実施する。 (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。 |
| | 22. キング・ピン | ○ | ○ | キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合箇所は完全であるか点検する。 |

| 車両等作業用紙 (一般車両) | | | | 整備作業チェック記号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|--|---------|--|----------------------|------|------|------|------|---|------|---|------|--|--|------|--|------|--|--|------|--|------|------------------------------|--|--|
| 車種 | 検査の種類 | I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> | 管理換: ※印 | ✓ 良好 × 調整 ×× 取換 ××× 修理 | T 締付 C 清掃 L 給油 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自動車番号 | 所属部隊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開始日付 | 完了日付 | | | 分解したら記号を○で囲む | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 点検項目 | | 記 | 備考 | 点検項目 | | 記 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I. かじ取り装置 | | | | 2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. ハンドルの操作具合 | | | | 3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※ | | | | 4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み | | | | 5. フロント・ホイール・ベアリングのがた | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷 | | | | 6. リア・ホイール・ベアリングのがた | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷 | | | | IV. 緩衝装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. ステアリング・ナックル連結部のがた | | | | 1. リーフ・スプリングの損傷 ※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. ホイール・アライメント | | | | 2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷 | | | | (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※ | | | | (2) スプリング・ブラケットの取付部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み | | | | (3) リーフスプリング・ピンなど連結部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | (4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| II. 制動装置 | | | | 3. コイル・スプリングの損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間※ | | | | 4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. ブレーキの効き具合 ※ | | | | (1) サスペンションの各取付ボルト・ナット | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※ | | | | (2) サスペンションの各連結部のがた | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※ | | | | (3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態 | | | | ダスト・ブーツの亀裂、損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. リザーバ・タンクの液量 ※ | | | | 5. エア・サスペンションのエア漏れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷 | | | | 6. エア・サスペンションのペローズの損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷 | | | | 7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷 | | | | 8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク | | | | 9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table> | | | | 前輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | 後輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | | | 後 mm | | 後 mm | | | 後 mm | | 後 mm | V. 動力伝達装置 | | |
| 前輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | 後輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 後 mm | | 後 mm | | | 後 mm | | 後 mm | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11. ブレーキ・チャンパの機能 | | | | 1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能 | | | | (1) クラッチ・ペダルの遊び mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり | | | | (2) リーズ・フォーク先端の遊び mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14. ブレーキ倍力装置の機能 | | | | (3) クラッチ・ペダルの床板との隙間 mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15. ブレーキ・カムの摩耗 | | | | (4) プッシュロッド寸法等 mm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間 | | | | 2. クラッチの作用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗 | | | | 3. クラッチ液の量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | | | 4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19. バック・プレートの状態 | | | | 5. トランスミッション、トランスファのオイル量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間 | | | | 6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚 | | | | 7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table> | | | | 前輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | 後輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | | | 後 mm | | 後 mm | | | 後 mm | | 後 mm | 8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた | | |
| 前輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | 後輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 後 mm | | 後 mm | | | 後 mm | | 後 mm | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | (1) スプライン部の摩耗によるがた | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | (2) 自在継手部の摩耗によるがた | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷 | | | | 10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み | | | | VI. 電気装置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間 | | | | 1. スパーク・プラグの状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗 | | | | 2. 点火時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | | | 3. ディストリビュータのキャップの状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能 | | | | 4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| III. 走行装置 | | | | 5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. タイヤの状態 ※ | | | | VII. 原動機 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む) | | | | 1. 低速と加速の状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) タイヤの亀裂、損傷 | | | | 2. 排気の状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗 | | | | <table border="1"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table> | | | CO | HC | 黒煙 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| CO | HC | 黒煙 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| *タイヤの溝の深さ | | | | 3. エア・クリーナ・エレメントの状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table> | | | | 前輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | 後輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | | | 後 mm | | 後 mm | | | 後 mm | | 後 mm | 4. エア・クリーナの油の汚れと量 | | |
| 前輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | 後輪 | 左 | 前 mm | 右 | 前 mm | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 後 mm | | 後 mm | | | 後 mm | | 後 mm | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 6. エンジン・オイルの漏れ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|------|-------------------------------|-------|---------|
| 7. 燃料漏れ | ※ | | 2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用 | ※ | |
| 8. ファン・ベルトの緩みと損傷 | ※ | | 3. デフロスタの作用 | | |
| 9. 冷却水漏れ | ※ | | 4. 施錠装置の作用 | | |
| Ⅶ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 | | | 5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷 | | |
| 1. メターリング・バルブの状態 | | | 6. マフラの機能 | | |
| 2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 | | | 7. 火花防止装置の状態 | | |
| 3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷 | | | 8. エア・タンクの凝水 | | |
| 4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷 | | | 9. エア・コンプレッサの機能 | | |
| 5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷 | | | 10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能 | | |
| 6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷 | | | 11. 非常口の扉の機能 | | |
| 7. 二次空気供給装置の機能 | | | 12. 車枠、車体の緩みと損傷 | ※ | |
| 8. 排気ガス再循環装置の機能 | | | 13. 連結装置のカブラの機能と損傷 | | |
| 9. 減速時排気ガス減少装置の機能 | | | 14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷 | | |
| 10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態 | | | 15. シート・ベルトの状態 | | |
| Ⅷ. 附属装置等 | | | 16. 開扉発車防止装置の機能 | | |
| 1. ホーンの作用 | ※ | | 17. シヤシ各部の給油脂状態 | ※ | |
| <p>※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。</p> <p>付記又は特記事項</p> | | | | | |
| 整備員印 | | 検査員印 | | 整備幹部印 | 整備隊等の長印 |

| 車両等作業用紙 (施設、荷役その他の車両等) | | | | 整備作業チェック記号 | | | |
|---------------------------------------|-------|--|---------|--|------|---|----|
| 車種 | 検査の種類 | I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> | 管理換: ※印 | ✓ 良好 | T 締付 | | |
| 自動車番号 | 所属部隊 | × 調整 | | ×× 取換 | C 清掃 | | |
| 開始日付 | 完了日付 | ××× 修理 | | | L 給油 | | |
| | | | | 分解したら記号を○で囲む | | | |
| 点検項目 | | 記 | 備考 | 点検項目 | | 記 | 備考 |
| I. かじ取り装置 | | | | 2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み | | | |
| 1. ハンドルの操作具合 | | | | 3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 | | | |
| 2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※ | | | | 4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷 | | | |
| 3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み | | | | 5. フロント・ホイール・ベアリングのがた | | | |
| 4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷 | | | | 6. リア・ホイール・ベアリングのがた | | | |
| 5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷 | | | | IV. 緩衝装置 | | | |
| 6. ステアリング・ナックル連結部のがた | | | | 1. リーフ・スプリングの損傷 ※ | | | |
| 7. ホイール・アライメント | | | | 2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷 | | | |
| 8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷 | | | | (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド | | | |
| 9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※ | | | | (2) スプリング・ブラケットの取付部 | | | |
| 10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み | | | | (3) リーフスプリング・ピンなど連結部 | | | |
| | | | | (4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部 | | | |
| II. 制動装置 | | | | 3. コイル・スプリングの損傷 | | | |
| 1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床版との隙間※ | | | | 4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷 | | | |
| 2. ブレーキの効き具合 ※ | | | | (1) サスペンションの各取付ボルト・ナット | | | |
| 3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※ | | | | (2) サスペンションの各連結部のがた | | | |
| 4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※ | | | | (3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷 | | | |
| 5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態 | | | | 5. エア・サスペンションのエア漏れ | | | |
| 6. リザーバ・タンクの液量 ※ | | | | 6. エア・サスペンションのエア漏れ | | | |
| 7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷 | | | | 7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷 | | | |
| 8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷 | | | | 8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能 | | | |
| 9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷 | | | | 9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※ | | | |
| 10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク | | | | V. 動力伝達装置 | | | |
| 前輪 | | 後輪 | | 1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床版との隙間 | | | |
| 左 | | 右 | | (1) クラッチ・ペダルの遊び | | | |
| 前 mm | | 後 mm | | | | | |
| 後 mm | | 後 mm | | | | | |
| 11. ブレーキ・チャンパの機能 | | | | (2) レリーズ・フォーク先端の遊び | | | |
| 12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能 | | | | (3) クラッチ・ペダルの床版との隙間 | | | |
| 13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり | | | | (4) プッシュロッド寸法等 | | | |
| 14. ブレーキ倍力装置の機能 | | | | 2. クラッチの作用 | | | |
| 15. ブレーキ・カムの摩耗 | | | | 3. クラッチ液の量 | | | |
| 16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間 | | | | 4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ | | | |
| 17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗 | | | | 5. トランスミッション、トランスファのオイル量 | | | |
| 18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | | | 6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み | | | |
| 19. バック・プレートの状態 | | | | 7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷 | | | |
| 20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間 | | | | 8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた | | | |
| 21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚 | | | | (1) スプライン部の摩耗によるがた | | | |
| 前輪 | | 後輪 | | (2) 自在継手部の摩耗によるがた | | | |
| 左 | | 右 | | 9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた | | | |
| 前 mm | | 後 mm | | 10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量 | | | |
| 後 mm | | 後 mm | | | | | |
| 22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷 | | | | VI. 電気装置 | | | |
| 23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み | | | | 1. スパーク・プラグの状態 | | | |
| 24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間 | | | | 2. 点火時期 | | | |
| 25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗 | | | | 3. ディストリビュータのキャップの状態 | | | |
| 26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | | | 4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※ | | | |
| 27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能 | | | | 5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※ | | | |
| III. 走行装置 | | | | VII. 原動機 | | | |
| 1. タイヤの状態 | | | ※ | 1. 低速と加速の状態 | | | |
| (1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む) | | | | 2. 排気の状態 | | | |
| (2) タイヤの亀裂、損傷 | | | | CO | | | |
| (3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗 | | | | HC | | | |
| *タイヤの溝の深さ | | | | 黒煙 | | | |
| 前輪 | | 後輪 | | 3. エア・クリーナ・エレメントの状態 | | | |
| 左 | | 右 | | 4. エア・クリーナの油の汚れと量 | | | |
| 前 mm | | 後 mm | | 5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態 | | | |
| 後 mm | | 後 mm | | 6. エンジン・オイルの漏れ | | | |

| | | | | | |
|--|--|------|-----------------------------|-------|---------|
| 7. 燃料漏れ ※ | | | X. 施設、荷役、その他の車両 | | |
| 8. ファン・ベルトの緩みと損傷 ※ | | | 1. キャリッジ ※ | | |
| 9. 冷却水漏れ ※ | | | 2. 操作レバー・リフト、チルト ※ | | |
| VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 | | | 3. チェーンリフト、ドライブ ※ | | |
| 1. メターリング・バルブの状態 | | | 4. ケーブル・ウインチ、ホイスト ※ | | |
| 2. プロバイ・ガス還元装置の配管の損傷 | | | 5. シリンダーリフト、チルト ※ | | |
| 3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷 | | | 6. 油圧ポンプ ※ | | |
| 4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷 | | | 7. 一般漏えいー油、水、空気 ※ | | |
| 5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷 | | | 8. 旋回機構 | | |
| 6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷 | | | 9. マスト本体、ブーム | | |
| 7. 二次空気供給装置の機能 | | | 10. 安全クラッチ、減速機構 ※ | | |
| 8. 排気ガス再循環装置の機能 | | | 11. ドラム ※ | | |
| 9. 減速時排気ガス減少装置の機能 | | | 12. 昇降機構 ※ | | |
| 10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態 | | | 13. コンピュータ、ブラシ ※ | | |
| IX. 附属装置等 | | | 14. コントローラ ※ | | |
| 1. ホーンの作用 ※ | | | 15. パワー・テーク・オフ ※ | | |
| 2. ワイパー及びびウインド・ウォッシャの作用 ※ | | | 16. 索導記 ※ | | |
| 3. デフロスタの作用 | | | 17. クレーン・アタッチメント ※ | | |
| 4. 施錠装置の作用 | | | 18. キャタピラ ※ | | |
| 5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷 | | | 19. 排土版、スクレーバ ※ | | |
| 6. マフラの機能 | | | 20. フィフス・ホイール ※ | | |
| 7. 火花防止装置の状態 | | | 21. 補助脚 ※ | | |
| 8. エア・タンクの凝水 | | | 22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合箇所 ※ | | |
| 9. エア・コンプレッサの機能 | | | XI. かく座機収容器材 | | |
| 10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能 | | | 1. 操向装置 ※ | | |
| 11. 非常口の扉の機能 | | | 2. 操向アライメント | | |
| 12. 車枠、車体の緩みと損傷 ※ | | | 3. クレーン・エンジン ※ | | |
| 13. 連結装置のカブラの機能と損傷 | | | 4. クレーン電気系統 ※ | | |
| 14. 連結装置のビントル・フック摩耗、亀裂、損傷 | | | 5. 補助脚 ※ | | |
| 15. シート・ベルトの状態 | | | 6. 通話装置 ※ | | |
| 16. 開扉発車防止装置の機能 | | | | | |
| 17. シャン各部の給油脂状態 ※ | | | | | |
| ※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。 | | | | | |
| 付記又は特記事項 | | | | | |
| 整備員印 | | 検査員印 | | 整備幹部印 | 整備隊等の長印 |

契約履行状況

調 達 要 求 番 号

契 約 番 号

物 品 番 号

品 名 (型 式)

一 連 番 号

会 社 名

監 督 官 名

確 認 年 月 日

市販型車両外注整備（大型）に関する特約条項

（作業点数）

第1条 作業点数は、以下の項目による。

- 1 定期検査にかかる作業点数は、定期検査作業点数表（付表第1）のとおりとし、追加整備が発生した場合は、標準作業点数表（付表第2）のとおりとする。
- 2 前項に示されていない整備作業が発生した場合の作業点数は、社団法人日本自動車整備振興会連合会発行の自動車整備標準作業点数表を適用するものとする。しかし、自動車整備標準作業点数表に掲載されていない整備作業が発生した場合は、両者協議のうえ、作業点数を決定するものとする。
- 3 年度内の各車両予定作業点数は、令和6年度作業点数内訳表（大型）（付表第3）のとおりとする。また、同付表の追加整備予定点数は、過去4年間の追加整備実績を平均した点数であるため、多少の増減はあると考えられたい。
- 4 道路運送車両法適用除外車両（防衛ナンバー）については、事業用の作業点数を適用するものとする。また、I検査は事業用3か月点検の作業点数を、M検査は事業用12か月点検の作業点数を、それぞれ適用するものとする。
- 5 付表第1、付表第2及び付表第3の整備作業名の内容は、作業内容表（付表第4）に示すとおりとする。

（整備作業）

第2条 整備作業は、以下の項目による。

- 1 毎月末、翌月の外注整備予定を契約相手方に通知するものとする。
- 2 前項の外注整備予定に基づき、予定されている外注整備搬入日に、車両及び官給品を契約相手方に引き渡すものとする。
- 3 契約相手方は、発注書に明示された事項以外について整備を要する場合は、速やかに監督官に通知し、協議するものとする。
- 4 監督官は、前項の規定により追加整備が必要と認めた場合は、追加整備に係る手続きを実施する。また、契約相手方は、引き渡し予定期間内に外注整備を完了させるものとする。ただし、期間内に整備完了が困難である場合は、両者協議のうえ、引き渡し期間を決定するものとする。

（部品割引）

第3条 整備作業に要する部品は、製造会社の純正部品、自動車リユース部品または自動車リビルド部品とし、各製造会社の部品価格表に示すメーカー希望小売価格を適用するものとする。また、部品の割引率については、車両純正部品基準購入割引率等一覧表（付表第5）のとおりとする。

定期検査作業点数表

| 車 番 | 製造会社 | 定期検査 | |
|---------------------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|
| | | I 検査 | M検査 |
| 48-0153 サイト用人員輸送車(4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 3.6 | 9.1 |
| 48-0203 サイト用人員輸送車(4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 3.6 | 9.1 |
| 48-0204 サイト用人員輸送車(4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 3.6 | 9.1 |
| 46-1157 1・1/2tトラック | トヨタ XCD30 | 3.4 | 11.5 |
| 46-6481 トラック2・1/2t 4×4カーゴ | いすゞ QKG-FTS34S2 | 4.2 | 15.4 |
| 46-9571 トラック2・1/2t 4×4カーゴ(2tクレーン付) | いすゞ PDG-FTS34S2 | 5.6 (付加装置点検工数1.4含む) | 17.1 (付加装置点検工数1.7含む) |
| 47-2324 トラック4×4ダンプ 中型 | 日産ディーゼル KL-CF53XGH | 6.5 (付加装置点検工数1.0含む) | 19.2 (付加装置点検工数1.1含む) |

標準作業点数表

| 車種 | 製造会社 型式 | 保安確認検査 | 下廻り塗装 | ヘッドライト 調整 | フロント及びリア ブレーキ清掃 (1台) | エンジン及び 下廻り洗浄 | フロント及びリア ハブ・ベアリング・グリス 取替(1台) | フロント及びリア ホイールシリンダ O/H(1台) | Vベルト 全数調整 | Vベルト 全数取替 | エア・ドライヤ O/H(乾燥剤 取替含む) |
|---|-----------------------|--------|-------|--------------|----------------------------|-----------------|------------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|-----------------------------|
| 48-0153 サイト用人員輸送車 (4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | 0.4 | 0.8 | |
| 48-0203 サイト用人員輸送車 (4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | 0.4 | 0.8 | |
| 48-0204 サイト用人員輸送車 (4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 1.5 | 2.0 | 0.4 | 0.3 | 2.0 | 1.2 | | 0.4 | 0.8 | |
| 46-1157 1・1/2tトラック | トヨタ XCD30 | 1.8 | 3.0 | 0.4 | 0.6 | 2.8 | 1.2 | 2.5 | 0.2 | 0.5 | 1.2 |
| 46-6481 トラック2・1/2t 4×4カーゴ | いすゞ QKG-FTS34S2 | 1.8 | 4.0 | 0.4 | 0.6 | 3.4 | 1.4 | 3.0 | 0.2 | 0.6 | 2.2 |
| 46-9571 トラック2・1/2t 4×4カーゴ (2tクレーン付) | いすゞ PDG-FTS34S2 | 1.8 | 4.0 | 0.4 | 0.6 | 3.4 | 1.4 | 3.0 | 0.2 | 0.6 | 2.2 |
| 47-2324 トラック4×4ダンプ 中型 | 日産ディーゼル KL-CF53XGH | 1.8 | 4.0 | 0.4 | 0.6 | 3.4 | 2.0 | 4.0 | 0.4 | 0.8 | 2.0 |

| 車種 | 製造会社 型式 | クラッチの 遊び調整 | フロント・トーン 調整(1軸) | フロントブレーキ・シュー (ディスク・パッド) 取替(1台) | フロント ディスク・キャリパ O/H(1台) | リアブレーキ・シュー (ディスク・パッド) 取替(1台) | リア ホイール・シリンダ O/H(1台) | リア ディスク・キャリパ O/H(1台) | パーキング ブレーキ 調整 | ブレーキ マスタ・シリンダ O/H | ブレーキフルード 交換 |
|---|-----------------------|---------------|--------------------|--------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|---------------------|-------------------------|----------------|
| 48-0153 サイト用人員輸送車 (4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 0.2 | 0.5 | 0.6 | 1.2 | 1.1 | 1.5 | | 0.3 | 0.8 | 0.4 |
| 48-0203 サイト用人員輸送車 (4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 0.2 | 0.5 | 0.6 | 1.2 | 1.1 | 1.5 | | 0.3 | 0.8 | 0.4 |
| 48-0204 サイト用人員輸送車 (4×4) | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 0.2 | 0.5 | 0.6 | 1.2 | 1.1 | 1.5 | | 0.3 | 0.8 | 0.4 |
| 46-1157 1・1/2tトラック | トヨタ XCD30 | 0.2 | 0.6 | 0.7 | 1.3 | 0.7 | | 1.3 | 0.4 | 1.0 | 0.5 |
| 46-6481 トラック2・1/2t 4×4カーゴ | いすゞ QKG-FTS34S2 | 0.2 | 0.6 | | | | 3.0 (フロントホイールシリ ンダO/H含む) | | 0.4 | | 0.5 |
| 46-9571 トラック2・1/2t 4×4カーゴ (2tクレーン付) | いすゞ PDG-FTS34S2 | 0.2 | 0.6 | | | | 3.0 (フロントホイールシリ ンダO/H含む) | | 0.4 | | 0.5 |
| 47-2324 トラック4×4ダンプ 中型 | 日産ディーゼル KL-CF53XGH | 0.3 | 0.7 | | | | | | 0.4 | | 0.6 |

令和6年度作業点数内訳表（大型）

| 車番 車種 | 製造会社 型式 | 定期検査 | | | | 小計 | 定期検査 点数合計 | 追加整備 作業点数※ | 年度作業点数 |
|---------------------------------------|-----------------------|------|------|------|------|------|--------------|---------------|--------|
| | | I検査 | 付加装置 | M検査 | 付加装置 | | | | |
| 48-0153 サイト用人員輸送車（4×4） | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 3.6 | | 9.1 | | 12.7 | 38.1 | 16.6 | 54.7 |
| 48-0203 サイト用人員輸送車（4×4） | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 3.6 | | 9.1 | | 12.7 | | | |
| 48-0204 サイト用人員輸送車（4×4） | 三菱ふそう PDG-BG64DG | 3.6 | | 9.1 | | 12.7 | | | |
| 46-1157 1・1/2tトラック | トヨタ XCD30 | 3.4 | | 11.5 | | 14.9 | 14.9 | 6.2 | 21.1 |
| 46-6481 トラック2・1/2t 4×4カーゴ | いすゞ QKG-FTS34S2 | 4.2 | | 15.4 | | 19.6 | 42.3 | 15.7 | 58.0 |
| 46-9571 トラック2・1/2t 4×4カーゴ（2tクレーン付） | いすゞ PDG-FTS34S2 | 4.2 | 1.4 | 15.4 | 1.7 | 22.7 | | | |
| 47-2324 トラック4×4ダンプ 中型 | 日産ディーゼル KL-CF53XGH | 5.5 | 1.0 | 18.1 | 1.1 | 25.7 | 25.7 | 8.1 | 33.8 |

※ 追加整備作業点数は、過去4年間の追加整備実績を平均した点数である。

作業内容表

| 作業名 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| I検査 | 道路運送車両法適用除外車両の6か月検査（内容は事業用の3か月点検を適用） |
| M検査 | 道路運送車両法適用除外車両の12か月検査（内容は事業用の12か月点検を適用） |
| 付加装置 | 別紙第2「施設、荷役、その他の車両検査手順」に基づくダンプ装置、クレーン装置の点検 |
| 保安確認検査 | 検査機器(CO・HCテスト、サイドスリップテスト、ブレーキテスト、スピードメータテスト等)を使用して行う検査 |
| 下廻り塗装 | 下回り全体（非金属箇所を除く）の防錆塗装 |
| ヘッドライト調整 | ヘッドライトの光軸調整 |
| フロント及びリアブレーキ清掃（1台） | 1台分すべてのブレーキ等に付着した油分等を除去するための清掃 |
| エンジン及び下廻り洗浄 | エンジンルーム及び下回りの洗浄 |
| フロント及びリアハブベアリンググリス取替（1台） | すべてのハブ及びベアリンググリスの取替 |
| フロント及びリア・ホイールシリンダO/H（1台） | ブレーキの脱着、ピストン・カップ、ブーツ等の取替、ブレーキフルードの交換 |
| Vベルト全数調整 | 全Vベルトの調整 |
| Vベルト全数取替 | 全Vベルトの交換 |
| エア・ドライヤO/H（乾燥剤取替含む） | エア・ドライヤ本体の脱着、乾燥剤及びOリング等の取替 |
| クラッチの遊び調整 | クラッチの遊び調整 |
| フロント・トーイン調整（1軸） | 1軸に対するトーイン調整 |
| フロントブレーキシュー（ディスク・パッド）取替（1台） | 1台すべてのフロントのブレーキシュー又はブレーキディスクパッドの交換 |
| フロント・ディスク・キャリパO/H（1台） | ディスクキャリパ本体及びブレーキパッドの脱着、ピストン・シール、ブーツ等の取替、ブレーキフルードの交換 |
| リアブレーキシュー（ディスク・パッド）取替（1台） | 1台すべてのリアのブレーキシュー又はブレーキディスクパッドの交換 |
| リア・ホイール・シリンダO/H（1台） | ブレーキの脱着、ピストン・カップ、ブーツ等の取替、ブレーキフルードの交換 |
| リア・ディスク・キャリパO/H（1台） | ディスクキャリパ本体及びブレーキパッドの脱着、ピストン・シール、ブーツ等の取替、ブレーキフルードの交換 |
| パーキングブレーキ調整 | パーキングブレーキの調整 |
| ブレーキ・マスタ・シリンダO/H | ブレーキマスタシリンダ本体の脱着、ピストン・カップ・ブーツ等の取替、ブレーキフルードの交換 |
| ブレーキフルード交換 | ブレーキフルードの交換 |

車両純正部品基準購入割引率等一覧表

| 製造会社 | 指定銘柄 | 部品区分 | 割引率 (%) |
|--------------|---|-----------|---------|
| UDトラックスジャパン | UDトラックスジャパン(株)系列販売会社 | 日産ディーゼル部品 | 10.0 |
| 三菱ふそうトラック・バス | 三菱ふそうトラック・バス(株)系列販売会社 | 三菱ふそう部品 | 15.0 |
| いすゞ自動車 | いすゞ自動車(株)系列販売会社 | いすゞ部品 | 17.5 |
| トヨタ自動車 | トヨタ自動車(株)系列販売会社 | トヨタ部品 | 5.0 |
| 備考 | 原則として各四半期当初に公表されている価格表（改訂版、補訂版を含む。）を適用する。 | | |